平成２３年（フ）第４２４号
横浜市都筑区北山田１丁目12番９―402号
債務者　羽田　正則
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１１号
横浜市鶴見区仲通１丁目４番地６　３Ｆ
債務者　山川　由香
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７８号
横浜市旭区白根３丁目５番10号　平塚アパート102
債務者　佐藤　力雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
石川県鹿島郡中能登町徳前ゐ部43番地３
債務者　大森　真志
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２３９号
東京都町田市森野５丁目27番３―306号
債務者　内田百合江
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８２号
横浜市港南区芹が谷２丁目22番２―411号
債務者　山内　富枝（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
横浜市金沢区泥亀１丁目３番９号
債務者　遠藤　優幸
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
東京都小平市小川西町４丁目18番２―401号
債務者　嶋村　　進
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９３号
東京都府中市多磨町２丁目12番地の８
債務者　川邉　未起
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９４号
東京都府中市多磨町２丁目12番地の８
債務者　川邉　明子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６号
静岡県浜松市南区楊子町1346番地　サンコーポラス浜松106号
債務者　田中　広子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
静岡県浜松市西区西山町906番地の３　テラスハウスＣ棟、前住所静岡県浜松市西区大人見町1500番地の99
債務者　大桒　利之
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
静岡県湖西市風の杜９番地の18
債務者　秋山ヨシオこと　アキヤマ　ハリーヨシオ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
川崎市川崎区昭和１丁目３番15号
債務者　落合　　賢
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３８７号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目11―20第４清水ハイツ103
債務者　坂井　広和
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部